

不動産ビジネス専門家登録制度実施規程

(目的)

第1条 不動産ビジネス専門家登録制度（以下「登録制度」という。）は、我が国の不動産ビジネスの活性化及び健全な発展に寄与する人材情報を登録するとともに、登録された人材（以下「登録専門家」という。）の協力を得ることにより、一般社団法人不動産ビジネス専門家協会（以下「当協会」という。）による効果的、効率的な活動を推進することを目的とする。

(定義)

第1条の2 登録専門家とは次のいずれかに該当する者であつて、第7条に定めに基づき当協会により承認された者をいう。

- (1) 宅地建物取引士、不動産鑑定士、弁護士、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、税理士、弁理士、社会保険労務士、一級建築士、二級建築士、マンション管理士、海事代理士、賃貸不動産経営管理士又は中小企業診断士である者
 - (2) 宅地建物取引業の免許を受けた個人又は免許を受けた法人の代表者
 - (3) 不動産賃貸事業を営む法人の代表者
 - (4) 宅地建物取引業者又は不動産賃貸事業者向けサービスを提供する法人の代表者
 - (5) 前各号に類すると認められる者
- 2 登録専門家は定款第3条に定める会員とする。

(登録専門家の役割)

第2条 登録専門家は、次に掲げる役割を担うこととする。

- (1) 当協会が主催する講演会等への登壇
- (2) 当協会ホームページ、ニュースレター等への寄稿
- (3) 当協会の運営、広報等に関するサポート
- (4) 当協会内の分科会、ワーキンググループ等の活動への参画

(登録要件)

第3条 登録専門家は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 当協会の趣旨をよく理解し、当協会の活動に主体的に協力する意思がある、我が国在住の個人であること
- (2) 不動産ビジネス又は不動産プレイヤーの支援に有益な専門知識又は実務経験を有すること
- (3) 当協会社員及び他の登録専門家と協調して当協会の活動を行う意識を有していること

(欠格事由)

第4条 次のいずれかの事由に該当する者は、登録専門家となることができない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 宅地建物取引業法、金融商品取引法、弁護士法、公認会計士法、弁理士法、税理士法、司法書士法、土地家屋調査士法、行政書士法、社会保険労務士法、不動産の鑑定評価に関する法律、建築士法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、海事代理士法、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 第1条の2第1項第1号に掲げる資格又はこれらに類する資格につき除名、登録の消除、失格又はこれに類する懲戒処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から5年を経過しない者
- (7) 宅地建物取引業法第5条第1項第2号、第2号の3、第2号の3に該当する者
- (8) 第9条第6号又は第7号に基づき登録を消除された日から5年を経過しない者

(登録専門家の責務)

第5条 登録専門家は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 遵法精神に基づき、顧客の利益を最大限に実施しなければならない
- (2) 顧客に対して、その業務の適正、公平さを保つために必要なすべての情報を開示したうえで、専門家としての業務を公平かつ道理に適った方法で提供しなければならない

- (3) 利益相反事項がある場合は、これを顧客に開示しなければならない
- (4) 常に専門知識、技能、能力の向上に努めなければならない
- (5) 業務上知り得た顧客の秘密を守り、節度のある行動をとらなければならない
- (6) 専門家の業務に誇りと責任をもち、専門家としての業務を誠実に提供しなければならない
- (7) 誤った、あるいは誤解を招く方法で顧客を勧誘してはならない
- (8) 自己が当協会の見解を代弁しているとの印象を顧客に与えてはならない
- (9) 自己の業務について当協会が責任をもつような印象を顧客に与えてはならず、自己の業務は自己の責任において実行していることを自覚し、かつ顧客に対してもその旨を伝えなければならない
- (10) 当協会若しくは他の登録専門家の信用を傷つけ、又は当協会若しくは他の登録専門家の不名誉となるような行為をしてはならない
- (11) 資格・認可が必要とされる業務については、法の定める資格・認可を得ることなく、かかる業務を行ってはならない

(登録の申請)

第6条 登録制度に登録をしようとする者（以下、「申請者」という。）は、当協会が別に定める様式の登録申請書（附属書類を含む。）を当協会代表理事に提出しなければならない。

- 2 申請者から登録の申請がなされた場合、当協会は必要に応じて追加資料の提出、又は理事による面談を求めることができる。

(登録の承認)

第7条 当協会は、申請者が次の各号にすべて該当することを確認できた場合に限り、登録を承認する。

- (1) 第3条の要件を満たしていること
- (2) 第4条の欠格事由に該当しないこと
- (3) 第5条の責務を果たさないおそれがないこと

(登録内容の変更)

第8条 登録専門家は、登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに当協会代表理事に登録内容の変更を届出なければならない。

(登録の消除及び資格停止)

第9条 当協会は、登録専門家が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を消除することができる。

- (1) 本人より登録消除の申出があったとき
 - (2) 第3条の登録要件に欠くこととなったとき
 - (3) 第4条の欠格事由の一に該当したとき
 - (4) 第5条の責務を果たしていないと認められるとき
 - (5) 会費の納入を継続して1年以上滞納し、かつ、納入の催告に応じなかったとき又は連絡先が不明となり納入の催告ができないとき
 - (6) 当協会の名誉を傷つけ、又は当協会の目的に反する行為をしたとき
 - (7) その他の登録を消除すべき正当な事由があるとき。
- 2 当協会は、登録専門家が次の各号にいずれかに該当する場合には、1年以内の期間を定めて、登録専門家としての資格を停止することができる。
 - (1) 次条第2項に定める期限までに会費を納入していないとき
 - (2) 連絡先が不明となっているとき

(会費)

第10条 登録専門家の会費は、登録初年度は月額1,000円、次年度以降は年額10,000円とする。

- 2 新規に登録専門家となった者は、登録が承認された日（以下「登録日」という。）から10日以内に、登録日の属する月の初日から登録日が属する事業年度の末日（9月30日）までの会費を一括して納入しなければならない。但し、登録日の属する月から事業年度の末日の属する月までの月数が10を超える場合には、会費のうち10,000円を超える部分は免除する。
- 3 登録専門家は、事業年度の末日（9月30日）までに、翌年度分の会費を納入しなければならない。
- 4 第1項の会費とは別に、分科会、ワーキンググループ等の活動その他の目的のために、理事の決定により、特別会費を徴収することがある。
- 5 納入済の会費については、いかなる理由があっても返金をしない。
- 6 第1項の定めにかかわらず、当協会理事の過半数の賛成によって特定の年度に係る会費の金額を増額又は減額することができる。

(登録専門家の特典)

第 11 条 登録専門家は、以下の権利を有する。

- (1) 当協会が主催する月例勉強会への無料参加
- (2) 当協会主催セミナー、講演会等の参加費の割引
- (3) 当協会ホームページへの登録専門家プロフィール及び登録専門家ホームページへのリンク掲載
- (4) 登録専門家向け勉強会・研修・懇親会等への参加
- (5) 登録専門家が主催又は登壇するセミナー等の告知を当協会ホームページ及びニュースレターへ掲載（但し、掲載にあたっては代表理事の承認を要する）

（名刺等への表記）

第 12 条 登録専門家は、自己の名刺、パンフレット、ホームページ等において「一般社団法人不動産ビジネス専門家協会 登録専門家」と表記することができる。

（規程の変更）

第 13 条 本規程は、当協会理事の過半数の賛成によって変更することができる。

附 則

1. 本規程は、平成 26 年 10 月 10 日から適用する。

附 則（平成 27 年 8 月 19 日）

1. 本規程は、平成 27 年 8 月 19 日から適用する。

附 則（平成 29 年 5 月 25 日）

1. 本規程は、平成 29 年 5 月 25 日から適用する。

附 則（平成 30 年 9 月 28 日）

1. 本規程は、平成 30 年 9 月 28 日から適用する。

附 則（令和 2 年 9 月 24 日）

1. 本規程は、令和 2 年 9 月 24 日から適用する。

附 則（令和 4 年 8 月 18 日）

1. 本規程は、令和 4 年 8 月 18 日から適用する。

附 則（令和 8 年 3 月 4 日）

1. 本規程は、令和 8 年 3 月 3 日から適用する。

以上